平成２３年（フ）第１２２７号
さいたま市岩槻区大字本宿220番地１　グレンツェント304
債務者　大塚　雅之
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３６号
埼玉県上尾市五番町９番地５　五番町ハイツ203
債務者　飯田　孝一
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７８号
さいたま市大宮区東町２丁目16番地２　東光荘202
債務者　高橋　和則
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８７号
埼玉県戸田市美女木６丁目14番地の８
債務者　鶴間浩太郎
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５９１号
埼玉県川口市大字芝7042番地の41　ＡＢＬＥ－α102号
債務者　川手　正代
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０１号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２－28－402、旧住所埼玉県鴻巣市新宿２丁目199番地９
債務者　渡邊　忠雄
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４６号
埼玉県北本市中央４丁目３番地　ＮＡＫＡＨＡＲＡマンション202、旧住所埼玉県北本市中央１丁目43番地１　北本駅前ダイヤモンドマンション206
債務者　髙松　孝志
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５０号
さいたま市浦和区大東３丁目６番３号　星野ハイツ101
債務者　鈴木　　進
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５１号
さいたま市岩槻区東町２丁目８番21号　喜久ビル301
債務者　安達恵三子
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６５９号
埼玉県北本市荒井３丁目346番地
債務者　田中　浩一
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７０４号
さいたま市見沼区大字新堤145番地６
債務者　金野　　守
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７０７号
さいたま市見沼区大和田町１丁目2150番地８コーポ大和田202
債務者　齊藤あい子
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７２０号
埼玉県上尾市大字小敷谷958番地41　パークサイド新井205
債務者　金井憲三こと　金　　憲三（旧氏名金井鍾憲）
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５９号
埼玉県川口市西川口６－15－６　ルイ・シャトレ203、住民票上の住所埼玉県蕨市南町２丁目24番３号　半澤隆志方
債務者　具志堅昌代
１　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７６５号
埼玉県入間市大字上藤沢536番地１　コーポいしだ102
債務者　風間　香苗
１　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７７２号
埼玉県川越市月吉町12番地１　県営住宅１号棟306号室
債務者　富井　　進
１　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部